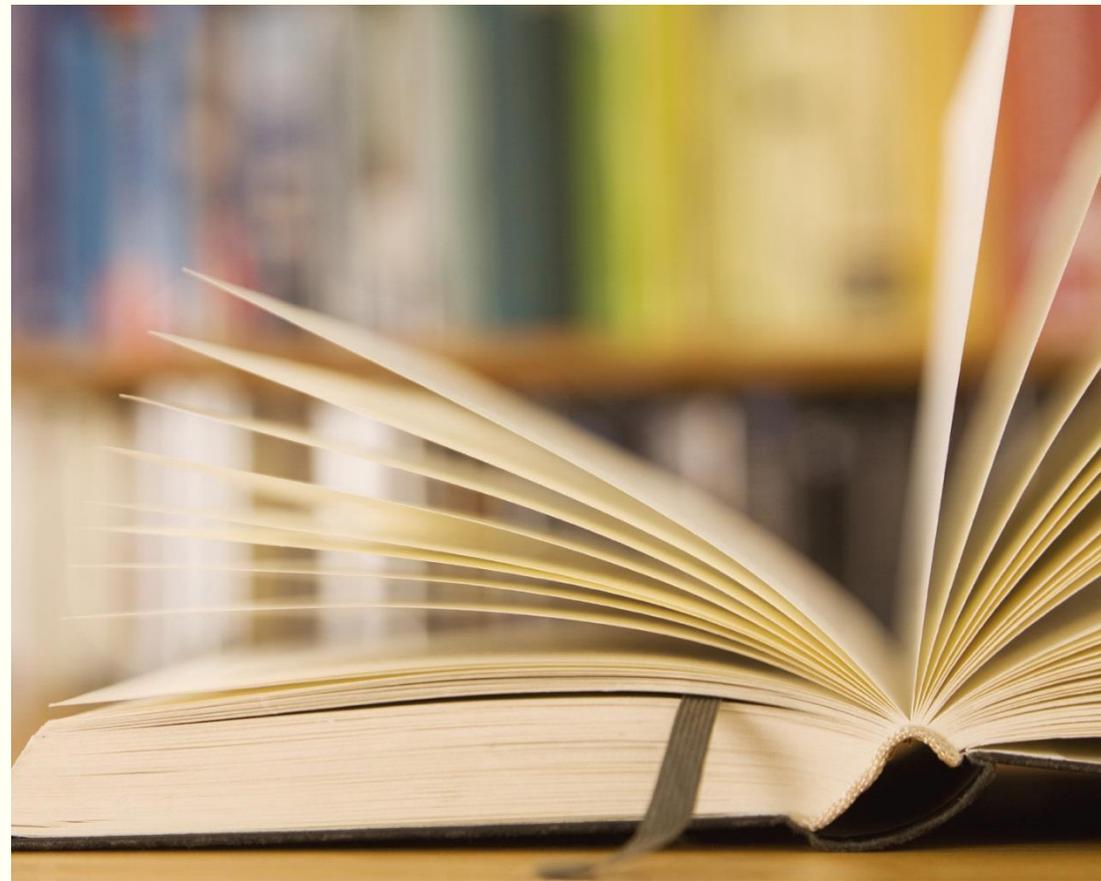


取り調べの可視化

捜査心理学第4回 2018年10月19日



信賞必罰と疑わしきは罰せず

○必罰主義：真犯人は決して逃さず、必ず罰せよ

- 真犯人を一人も逃さないためには、「疑わしきを罰す」ればよい。

「疑わしい」なかに無実の人間が含まれるかも知れないが、真犯人を逃がさないためには、多少の冤罪発生に目をつぶる。

○無辜の不処罰：たとえ十人の真犯人を逃すことがあっても、一人の罪のない者を処罰してはならない

- 無実の人間を処罰することは重大な人権侵害。人権尊重の立場から生まれる姿勢。「疑わしきを罰せず」とすれば、真犯人を逃す可能性はある

必罰主義のさらなる問題点

- * 必罰主義で、「疑わしきを罰す」としたとき、無実の人間が罪人として取り扱われる危険が生じる
- このことは同時に、**真犯人を完全に取り逃がす**ことにつながる。
- 一人の真犯人も取り逃がさないための「必罰主義」がかえって、**真犯人を完全に無罪放免**してしまうリスクを内包していることに注意が払われねばならない。

現代の我が国では、疑わしきは罰せずどころか、逮捕するだけでも問題

- 我が国では逮捕されただけで、国民はその容疑者を真犯人と決めつけてしまう
なので疑わしきは罰せずどころか逮捕もできない
- 逮捕時の実名報道の是非については「犯罪災害報道論」で指摘済み
- USAでは、疑わしきはどんどん逮捕して取調べ
- そうでもしないと、検挙が追いつかないほど犯罪が多い

白鳥決定の経緯

- 1952年（昭和27年）1月21日午後7時30分頃、白鳥一雄警部が自転車で帰宅途中、札幌市の目路上で併走する自転車に乗る犯人から射殺され、犯人は逃走
- のちに、検察側は被告を殺人罪の共謀共同正犯で、共犯2人を殺人罪の幫助犯として起訴

「被告らは武装蜂起の訓練のため幌見峠で射撃訓練、彼らの活動の邪魔になる白鳥警部を射殺した」と主張。第1審札幌地裁は村上を無期懲役、共犯1人を懲役5年・執行猶予5年

- 1975年（昭和50年）、最高裁控訴棄却。

再審請求を棄却するも、「再審制度においても『**疑わしいときは被告人の利益に**』という刑事裁判の鉄則が適用される」と判断

- 1975年最高裁判所は、「再審制度においても『**疑わしいときは被告人の利益に**』という刑事裁判の鉄則が適用される」と判断し、後年「白鳥決定」と通称されている。

⇒ 確固たる証拠がないと、**無罪判決**

我が国の裁判の鉄則

無罪の人が逮捕されるだけでも、異常に嫌う日本の国民性はU.S.Aと全く逆

過去の主な再審開始事件

事件名 (発生年)	確定判決	再審請求審 (決定年)	再審公判 (判決年)
免田事件 (昭和23年)	死刑	再審開始 (昭和54年)	無罪 (昭和58年)
財田川事件 (25年)	死刑	再審開始 (54年)	無罪 (59年)
梅田事件 (25年)	無期懲役	再審開始 (57年)	無罪 (61年)
島田事件 (29年)	死刑	再審開始 (61年)	無罪 (平成元年)
松山事件 (30年)	死刑	再審開始 (54年)	無罪 (昭和59年)
袴田事件 (41年)	死刑	再審開始 (平成26年) ※検察側が即時抗告	—
布川事件 (42年)	無期懲役	再審開始 (17年)	無罪 (平成23年)
足利事件 (平成2年)	無期懲役	再審開始 (21年)	無罪 (22年)
東京電力女性 社員殺害事件 (9年)	無期懲役	再審開始 (24年)	無罪 (24年)

死刑確定後に再審⇒無罪となった「冤罪」事件

- 1979年以降の数年間に死刑⇒再審無罪多発
- きっかけは、当時の法医学の権威 初代科警研所長 古畑種基の死亡
- 死刑判決の決め手となっていた血液型鑑定の結果が信頼できないものされる 後に、鑑定は古畑自身ではなく、助手役の東大の大学院生がしていたと判明

2000年以降の再審事件 足利事件

1990年5月12日父親が足利市内のパチンコ店でパチンコをしている間に、同店駐車場から女兒（当時4歳）が行方不明

被害者の女兒は当時赤いスカートと白いシャツという服装であった。翌日女兒の他殺体が、渡良瀬川の河川敷から発見される。犯人は逃走。事件発生の際に現場付近の運動公園にいた多数の人物が、赤いスカートを履く被害者の女兒を連れて歩く不審な男の姿を目撃

1年7ヶ月後に逮捕

- 1991年（平成3年）12月2日同市内に住む菅家（当時45歳）を、猥褻目的誘拐と殺人の容疑で逮捕。
- 逮捕の決め手は「女児の下着に付着していた体液のDNA型と菅家のDNA型とが一致

MCT118型DNA鑑定の証拠能力

- 足利事件の翌年の91年、警察庁科学警察研究所が用いたのは、1番染色体のMCT118という部位に現れる、16個の塩基配列の繰り返し回数を調べてDNA型を判定する方法で、女児のシャツについていた犯人のものとみられる体液の型と、菅家さんの型が一致
- MCT118法と血液型を組み合わせる方法では、別の人の型と一致する確率は833人に1人とされた。ところが、研究が進み、後に、一致する確率は185人に1人、161人に1人と変化

足利事件 再審初公判

菅家さん、改めて無罪訴え

90年に栃木県足利市で当時4歳の女児が殺害された「足利事件」で無期懲役が確定した菅家利和さん(63)の再審が21日、宇都宮地裁(佐藤正信裁判長)で始まった。菅家さんは「私は殺していません。真犯人は別にいます」と改めて無実を訴えた。検察側も無罪判決を求める方針で、DNA型の再鑑定によって逮捕から17年ぶりに受刑者が釈放された事件は、来春にも無罪が言い渡される見通しだ。(阿部峻介、吉永臣央)

19面に関係記事



宇都宮地裁に向かう菅家利和さん。宇都宮市、林敏行撮影

「真実明かし 納得いく判決を」

菅家さん発言全文

私は、女児(読み上げでは実名を殺していません。真犯人は別にいます。私は17年半も苦しんできました。それはなぜなのか。そのことを明らかにする無罪判決を求めます。検察官は、真相を解明しないまま無罪判決を下すことを求めています。そうではなく、どうか冤罪に苦しむ人が二度と生まれないように、十分な証拠調べを行い、足利事件の真実を明らかにした、私の納得のいく無罪判決を下していただきたいと思っています。

初公判の冒頭、佐藤裁判長は再審に至った経緯とともに、今後の審理方針について異例の説明をした。まず、弁護側が再審公判の目的を「誤判原因の解明」としている点について、「法律上許されない」と指摘。その一方で「有罪判決を出したことに違法な点があったかどうかを検討するために必要な証拠調べをすることは、菅家さんの名誉回復や本件の特殊性を踏まえれば、刑事手続きの枠内にある」と述べ、弁護側が求める証拠調べを認める可能性を示唆した。さらに、弁護側が裁判所の謝罪を求めていることにも触れ、「裁判所は公正中立な審理に臨み、そのうえでしかるべき対応を判決の際に考えた」と述べた。続いて佐藤裁判長は「菅家さん、証言台の前にお立ちください」と、「被告人」と呼ばずに促し、氏名や住所などを尋ねた。その後、検察官が改めて起訴状を朗読。認否を問われた菅家さんは「無罪判決を求めます」などと用意し

その他の再審開始事件

1992年発生 of 足利事件以外でも無罪判決（誤まった裁判）

- 東電OL殺人事件

（2012年に再審開始，同年無罪確定），

- 布川事件 1967年茨城県で発生

（2009年再審開始，2012年無罪判決）

袴田事件 1966年発生 静岡県 一家4人殺し

2015年再審開始 2018年東京高裁が再審請求を棄却

東電OL殺害 再審決定

DNA新鑑定 無罪証拠 「第三者」が殺害の疑い」 東京高裁

東京電力女性社員殺害事件で無期懲役が確定したネパール国籍のゴビンダ・ブラサド・マイナリ受刑者45が裁判のやり直しを求めた再審請求に対し、東京高裁は7日、再審を開始し、刑の執行を停止する決定をした。小川正持裁判長は、再審請求審での新たなDNA鑑定を根拠に、「第三者が女性を殺害した疑いが生じており、公判でこの鑑定結果があれば有罪認定には到達しなかったと考えられる」と述べた。東京高裁は同日、高裁に異議を申し立てた。審理が続くため、同受刑者は当面釈放されない見通し。(決定要旨2面、関連記事10・11面)

高検異議 釈放されず

再審開始が確定すれば、め手となった重要証拠のD戦後に発生し、死刑か無期懲役が確定した事件として、捜査や公判が進められたことは8例目。今回の判断の決

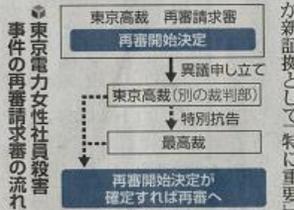


マイナリ受刑者

再審請求審で新たに実施されたDNA鑑定では、被害者の女性の体内に残された



再審開始の決定を受け、喜ぶ(前列左から)マイナリ受刑者の次女・エリサさん、妻・ラダさん、長女・ミティラさん(7日午前10時4分、東京・霞が関の東京高裁前)＝伊藤雄二撮影



東京電力女性社員殺害事件の再審請求審の流れ

捜査時の鑑定 検証を

今回の再審開始決定は、鑑定などの科学的な手法による捜査を尽くさなければ、冤罪(えんざい)を生みかねないことを示した。確定判決は、遺留物や目撃証言など、決定的とは言えない状況証拠を組み合わせた。現場は被害女性とマイナリ受刑者以外には出入りしない「密室」だったと認め

1997年3月19日発生 一審無罪、二審有罪、最高裁で無期懲役確定(2003年) 2012年6月7日再審開始決定 死刑・無期判決の再審開始は8例目

2.取調べの可視化

取調べの可視化とは

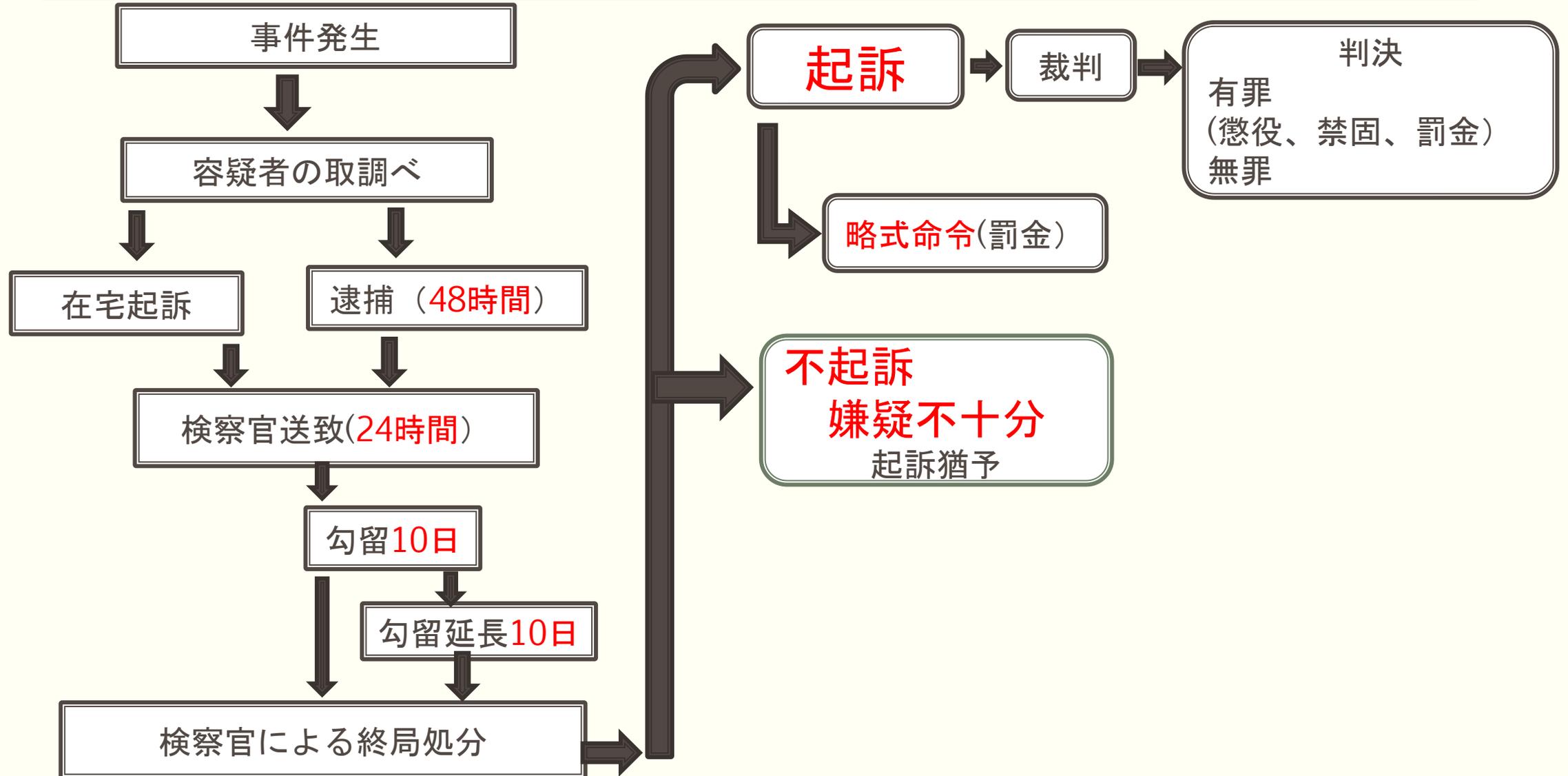
- 被疑者に対する取調べの様子を外部（第三者）から見えるようにすること

録画，弁護士の立会い

録音・録画について義務つけていない国はドイツと米国

- それ以外の国等には義務付けられており、それぞれ各国の刑事司法制度と実情に応じた運用

配布資料3(3) 身柄拘束から判決までの流れ



身柄拘束と取調べ

(1) 身柄拘束（逮捕・勾留）

- ア 逮捕・勾留の手続
- 警察での取調べ・逮捕→48時間以内に**検察官**に送致
- イ 逮捕・勾留の目的など
- ・逮捕勾留の目的→被疑者の**逃亡・証拠隠滅**の危険を排除し、捜査を尽くす
- ・捜査の目的→起訴・不起訴の終局判断を行うための**情報・資料の収集**

(2) 身柄拘束を利用した取調べ

- 「検察官，検察事務官又は司法警察職員は，犯罪の捜査をするについて必要があるときは，被疑者の出頭を求め，これを取り調べることができる。但し，被疑者は，逮捕又は勾留されている場合を除いては，**出頭を拒み**，又は出頭後，何時でも退去することができる。」
(刑事訴訟法 198条 1項)

配布資料3(4) 可視化する意味 自白調書の効果

自白調書は裁判で有力な証拠になる。

後になって**否認**に転じても証拠として使用できる。

違法不当な取調べと**冤罪**

- 違法不当とされる取調べの態様
- 暴行, 脅迫, **長時間の取調べ**, **利益誘導**, 偽計, 過度の誘導など

足利事件がその典型的な例

配布資料3（5） 取調べの録画の利点

- (1) **違法不当**な取調べの未然防止
- (2) 取調べにおける**供述内容**の正確な記録
- (3) 取調べ状況に関する**事後検証**の容易化

6 運用による取調べの録画の実施

- (1) 4 類型事案での録画の試行
 - ①裁判員裁判対象事件（重大犯罪）、②検察官独自事件（政治事件・経済事件）、③知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等、④精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者等の 4 類型について、運用により取調べの録画が行われるようになった。
 - ※①類型での試行が最も早く、検察では平成 1 8 年から、警察では平成 2 0 年から試行が開始され、以後、②～④へ対象範囲が拡大した。
- (2) 4 類型事案での録画の本格実施とその他の事案での録画の試行開始（平成 2 4 年 1 0 月～）

- 7 取調べの録画の法制化

- (1) 改正日など

- 平成28年5月24日改正, 同年6月3日公布, 公布日から3年以内に施行

- (2) 内容

- ア 対象事件 (刑事訴訟法301条の2・1項1～3号)

- ① 裁判員裁判対象事件

- ② 検察独自捜査事件

配布資料3 (6) 例外 (同条 1 項但書, 4 項 1 ~ 4 号)

- ① 機械の故障等による物理的な支障があるとき
- ② 暴力団構成員による犯罪に係る事件
- ③ 供述者に供述困難な事情があるとき
 - 例) 被疑者の記録拒否
 -

配布資料3 (7) 証拠使用に関するルール (同条 1, 2 項)

- ・検察官が被告人の供述調書を証拠として請求し、弁護人が任意性を争って**異議**を述べたときは、その供述調書が作成された取調べの開始から終了までの**録音録画**を記録した媒体を提出しなければならない。
- ・記録媒体の提出がないときは、供述調書**証拠**として使用することができない。

- ・ (1) 対象事件は全事件の **3 %程度** とされている。
- (2) 録音録画の対象者が**被疑者**に限定されている。
- (3) **例外**規定の拡大解釈のおそれ

配布資料3 (9) USAでは17州で録音録画が義務化

- ワシントン州法では取り調べの録画は義務化されていないけれども シアトル市警では、取り調べ状況はすべて録画
- 逮捕から起訴までが**72時間**と非常に短く、基本的に自供しない (**ミランダ警告**)
- 日本の場合、警察での取調べ→自供→秘密の暴露→証拠固め (供述の裏付け) のために、取調べの録画はひじょうに意味があるが、USAでは全体に、逮捕後に警察で何を言ったかというのは、あまり重視されておらず、すべては**法廷の**証言に委ねる

司法面接

甲山事件 心身障害者施設における殺人

- 1974年3月17日、兵庫県西宮市内の心身障害児施設「甲山学園」で、**女子園児(光子ちゃん)が行方不明**となった。
- 18日からは、機動隊も動員して捜索が続けられたが見つからず、19日の夜には、**更に、男子園児淳君(12歳)も行方不明**。
- 職員らの懸命な捜索の結果、同日深夜に、**浄化槽の中から2人の遺体**が発見。
- 浄化槽の蓋が閉まっていた事から、殺人被疑事件として捜査が開始。
- 4月7日に、保母のAさんが逮捕。Aさんは、**10日後に「自白」、しかし、翌日撤回し、無実を主張し、検察は、「処分保留」で4月28日に釈放**
- Aさんは、無実を明確にする為、国家賠償請求訴訟を起こしたが、その裁判が結審する前に**再逮捕**

発生から逮捕までの経緯

- このトイレ浄化槽周辺は日頃から園児たちの遊び場となっており当初は事故と見られた
- 遺体が発見された時には**浄化槽の蓋（約17kg）が閉まっていた**ことから、20日から殺人事件として捜査開始。
- 当初から「知的障害の子どもが犯行を犯すはずがない」として事故の可能性も含めて**園児の関わりを排除**、園児が行方不明になった両日に園内にいた**職員による犯行**と決めつけ
- 「職場のなかの誰かが犯人」という脅しが、やがて同僚への猜疑心

E子さんが疑われた、不審な言動と行動

(1) 事情聴取の時に捜査員が食堂の食券を持っていたのでE子さんにおでん定食をご馳走

→Eさんは「**刑務所のご飯はどんなやろ**」と不自然なことを口走った。

(2) 遺体の発見される前から「**光子ちゃんは死んでいるはず**」と話していた。

(3) 普段から園児にせっかんを繰り返しており、光子ちゃんにも「**いうこときかないとここへ落とすよ**」と浄化槽の蓋を開けて見せていた。→Eさんは「せっかんしたことなど1度たりともない」と証言。

(4) 園児が行方不明になってから遺体が発見されるまで、異様に取り乱していた。「光子ちゃんが死んだ」と職員にわめき散らしていた。**葬儀の際も号泣し、霊柩車を追いかけた。**

犯人視報道

(5) E子さんは日記に「**私の不注意からこんなことになって、2人に済まないことをした**」と綴っていた。

→マスコミはこれを「**ざんげの日記**」という見出しで報道→**犯人視報道**

(6) 光子ちゃん行方不明時と、悟君殺しの時間にアリバイがない。

→あの状況でアリバイを証明できたのは何人もいない。

(7) 女子園児が「**E子先生が悟君を部屋から連れ出した**」と証言

→浄化槽付近での目撃ではない。

1978年6月5日 検察側の主張

- 「遊んでいるうちに誤って浄化槽に転落した光子ちゃんをE子さんが目撃。自分への監視責任が問われるのを恐れ、蓋をしめて現場を立ち去った。つづいて自分への疑いをそらすために悟君も殺害」と主張。
- 悟君とE子さんを見たといった園児に対して証人調べが行なわれたが、ある園児の場合には証言前にリハーサルが行なわれていたことも発覚し、誘導されたものか、否か、あるいは思いつきのものか、証言を判断するのは難しかった。

1980年5月20日、女子園児の証人調べ

- 知的障害のある女子園児が光子ちゃんと2人で浄化槽付近にいる時に、手を引っ張ったら光子ちゃんがマンホールの中に落ちた
- この女子園児がマンホールの蓋を開け、転落後には閉めた、と証言
- 1985年10月17日、神戸地裁は「園児証言は何らかの事情で事実と反する証言をしている疑いが濃厚」として、E子に無罪を言い渡す。
- しかし地検は控訴。

甲山事件 心身障害者施設における殺人 障害のある子どもの証言

- 裁判に於いて証人となった**元園長を含む3人が、次々と偽証罪で逮捕**
- その後、Aさんは、殺人罪（淳君殺害容疑）により起訴されたが、第一審の神戸地裁は、弁護側の主張をほぼ認めた形で、“**無罪**”を判決
- 大阪高裁の判決は「地裁へ差し戻し」、上告審の最高裁も「上告棄却」で差し戻し決定、
- 1998年3月24日、神戸地裁は、「**目撃証言**」を信用できないとし、検察側の他の主張もことごとく退け、再度、**完全な“無罪”**を判決
- 1999年9月29日、大阪高裁は、検察側の控訴を棄却し、**3度目の無罪判決**。

報道について

- 犯行を自供したことは事実
- 被疑者として警察に逮捕されたことも事実



ただし、「推定無罪の原則」は守られていない
犯人視報道、実名公開



余分な記事

犯人と決めつけた上で
事件とは関係がない、

容疑者に対するマスコミの人格攻撃

「無罪推定原則」——適正手続の根幹

- 1789年8月26日、フランス国民議会は「人間と市民の権利の宣言」(人権宣言)を議決。
- 第9条：「すべての者は、犯罪者と宣告されるまでは、**無罪**と推定されるものであるから、その逮捕が**不可欠**と判定されても、その身柄を確実にするために必要でないすべての**強制措置**は、法律により峻厳に抑圧されなければならない」



1978年6月5日

- 6月5日、公判が始まる。検察は「遊んでいるうちに誤って浄化槽に転落した光子ちゃんをE子さんが目撃。自分への監視責任が問われるのを恐れ、蓋をしめて現場を立ち去った。つづいて自分への疑いをそらすために悟君も殺害」という主張をした。
- 悟君とE子さんを見たといった園児に対して証人調べが行なわれたが、ある園児の場合には証言前にリハーサルが行なわれていたことも発覚し、誘導されたものか、否か、あるいは思いつきのものか、証言を判断するのは難しかった。

司法面接

- Forensic interview
- 虐待の被害児童に対する聞き取り調査 ビデオ録画

司法面接の時期

- 面接の時期：出来事の記憶は、体験直後から指数関数で減衰

虐待事件であれば、通告より3 日以内に、面接体制を組み、面接計画を立て、1 週間以内に面接を行うことが望ましい。

- 面接の回数

司法面接の目的は、子どもの記憶の変遷を防ぎ、また複数回の取り調べによる精神的二次被害を防ぐこと→面接は原則として1 回

複数回行う場合も2 回以内に抑える。面接の間隔は長くても1 週間

-
-
- 面接時間：子どもが注意を集中できる時間は、5分×年齢

4, 5 歳：20–25 分

6, 7 歳：30–35 分

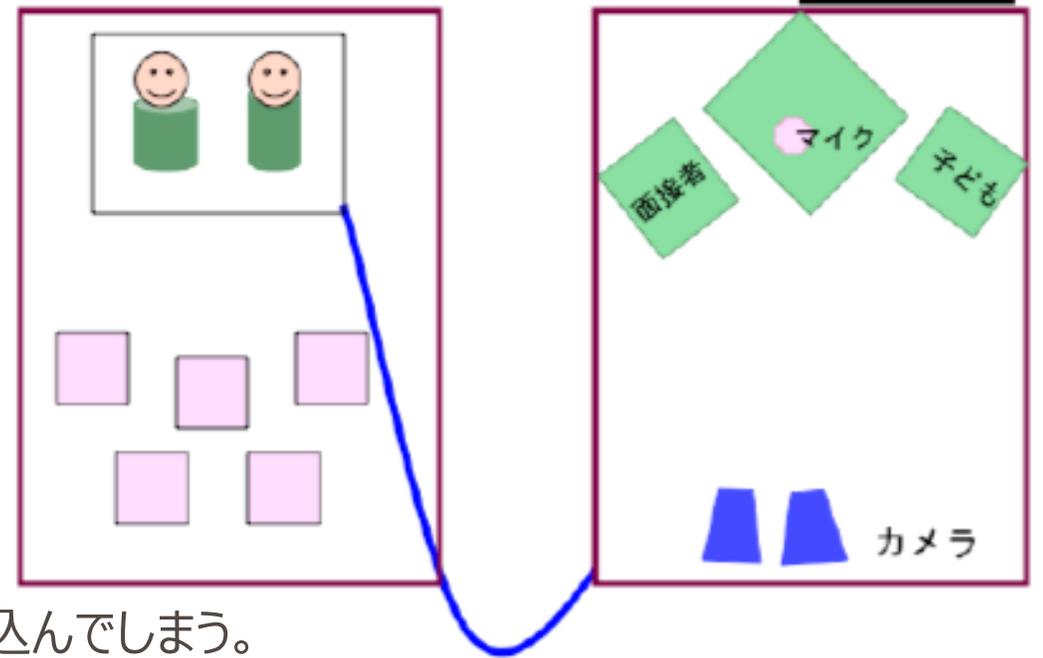
8, 9 歳：40-45 分

10, 11 歳：50-60 分

- 中学生以上になれば1 時間半でも可能（長くても1 時間半で終了するように予め計画）
- 子どもの様子を見て、極端な疲労，解離（あくび，居眠りなどに現れる）などが生じないように

面接室

- 面接には、静かで心地よい小部屋（7.5 畳程度）、広すぎると、子どもが歩き回ったり、走り回ったりする
- 面接室とモニター室（ビデオ機材）
- 照度：明るすぎても落ち着かず，薄暗くては気持ちが落ち込んでしまう。
- 壁・窓：できればクリーム色の壁で，窓はない（ワンウェイミラー）。窓があると，外の様子が気になる。
- 調度：ソファ二つと小さいテーブルのみ。おもちゃ，時計，カレンダーなどは子どもの注意をそらすことになるので置かない。また，キュッキュツ，カタカタなどの音がる調度は，録音の妨げ
- 靴をはいたまま入る部屋か，靴をぬいで入る部屋とする。スリッパは「おもちゃ」となるので使わない。
- 子どもが泣いてしまった場合のために，ティッシュの箱を用意しておくことは差し支えない。



体制

- 子どもへの司法面接と子どもの心理的ケアは分離する

面接官（A）：司法面接の訓練を受け、は種々の事件の司法面接だけを行う専門職員

モニター（またはスーパーバイザー）（B）、これを助ける

心理的なサポート役（C）

* B, C は、事件ごとの担当者が務める

- ただし、心理的なサポートをしている人がモニターをしていることを知ると、子どもがBの期待に応えようとしたり、逆に恥ずかしがって話さなくなることもあるので、注意が必要

面接者

- 資質：面接は、司法面接の訓練を受け、十分な訓練があれば、子どもが特に要請をしたり、あるいは、拒否したりする事がない限り、男性であっても女性であってもよい。
- 子どもへの負担を軽減するため、虐待事件であれば被疑者と別の性とする
- 被疑者と似た人物は避ける
- 服装：形式張らない、明るい色（クリーム色、薄い水色、薄い緑色など）の私服

また、イニシャル、キャラクターない、また、目立つアクセサリなどのない服装（子どもはこういったものに反応し、注意がそがれてしまう）

立ち会いの可否

- 立ち会いは認めない（複数の大人が面接室に入ることによって、子どもの注意がそがれたり、一方の人に話したことを、別の人はどう思っているのだろうか等の、複雑な心理過程が生じたりする可能性）
- ただし、幼児（概ね4歳程度）までの子どもで、極度の不安、多動等の理由により、一人で話しができない場合は、中立の立場にあって、子どもが信頼をおいている人を、同室させることもやむをえない。中立の人物は、中立の表情をたもち、子どもの背後にいて、動いたり声を発したりすることのないように
- 被害児童の親や親族などは「中立な立場」の人とはみなせないため、立ち合わせない。

オープン質問

- オープン質問の具体的な文言は以下の通りである。
- ① 誘いかけ：（子どもが述べたこと）について、最初から最後まで、全部話してください。
- ② それから質問：それから何がありましたか。そして、あとは、ほかには。
- ③ 手がかり質問：さっき言っていた○○について、もっと話してください。
- ④ 時間の分割：さっき、○○してから、△△したと話してくれましたが、○○してから△△までにあったことをもっと話してください。
- ⑤ あいづち：うん、うん
- ⑥ エコーイング：子どもによる「触った」などについて、「触った、それから？」等

WH質問 いつ, どこで, 誰が, 何を, どうした, どのように,

- WH 質問の理解には, 発達的な順序
- 「何, どうした, 誰」は4 歳児でもある程度説明
- 「どこ」は5 歳児であればある程度説明できる。しかし, 「いつ」「なぜ」「どのように」は難しく, 7, 8 歳, あるいはそれ以降でしか説明できない。
- 低年齢児を対象とする場合は, 場所や時間, 理由について, 別の尋ね方 (クローズ質問) をしなければならぬかもしれない

(時間, 日時については「どんな天気でしたか」、「(TV を見たという報告ながされたならば) TV の番組は何でしたか」「明るかったですか, 暗かったですか, 覚えていませんか」等 ; 理由については, 理由を尋ねる代わりに, 順に何が起きたのかを尋ねる等)

クローズド質問

- クローズド情報は、子どもの記憶を汚染し、誘導する可能性があるため、以下のような注意が必要
- 争点となるような情報は含めない。例えば、「触られましたか」などと尋ねてはならない。
- できるだけ3 択で尋ねる。具体的には、「それは学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」
- 反応バイアスに気をつける。反応バイアスとは、子どもが選択肢の一方だけを選んでしまう傾向
→例えば、「はい、いいえ質問」で「はい」しか言わない、「A かB か」質問で、最初の選択肢だけを選択

クローズ質問からオープン質問へ

- クローズド質問では、面接者が準備した最小限の選択肢の答えしか得られない
- クローズド質問で何らかの答えが得られたら、オープン質問を行う

面接者「それは、学校に行く前ですか、帰って来た後ですか、それとも覚えていませんか？」

子ども「後」

面接者「では、学校から帰って来た後のことを、もっと話してください」

クロージング（終了の手続き）

- つらい体験を詳細に話すことは二次被害をもたらすこともある。また、子どもは「なぜ自分だけが聞かれるのか」等、疑問をもちながら話しているかもしれない。そこで、子どもをねぎらい、質問を受け、中立の話題に戻すためにクロージングを行う。
- クロージングの手続き
- ①感謝：たくさん話してくれてどうもありがとう。
- ②確認：この他に、私が知っておいた方がよいことはありますか（子どもが希望を言うこともある）。
- ③質問：〇〇さんから私に質問はありますか。
- ④連絡先：もしもまた話したくなったらここに連絡をください（カード等を渡す）。
- ⑤終了後は、「今は〇時〇分です」とカメラに向かって述べる。
- 終了後、面接官は部屋の外には出ない。C が子どもを誘い、出口に導く。その際、中立の話題で会話をし、子どもがネガティブな気持ちのまま帰宅することのないよう注意する。

自由報告に加えて，さらなる情報を得るための質問

- 1. オープン質問：「誘いかけ」
 - 出来事分割：子どもが話してくれたことを，いくつかに分けて，さらに詳細な情報を得る。例えば，子どもが「友達と遊んだ」と言った場合，「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを，全部話して」などと尋ね，より多くの情報を求める。
 - ② 手がかり質問：子どもが話してくれたことについて，さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど，そのことについてもっと話して」等。
 - ③ それから質問：子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。
- (2) 促し
- 面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。
 - ① エコーイング（おうむ返し）：子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ，面接者も「遊んだ」と繰り返す等。
 - ② あいづち（特定の情報を含まない返事）：OK，ふむなど，意味を含まない言葉。
- 2. WH 質問
 - 質問においては，すでに出てきていることのみを対象とするWH 質問を用いるように注意する（出ていっていないことについてのWH 質問は，暗示質問という）。WH 質問に回答が得られた場合は，「誘いかけ」でフォローする。例えば，「さっき〇〇って言っていたけれど，それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような・・・？」（直接質問）で尋ね，回答が得られたならば，「では，そのことについてもっと話して」と，誘いかけで尋ねる。なお，「なぜ」は告白口調になる場合があり，また理解，産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく，「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。
- 3. クローズド質問
 - 「はい，いいえ」で答える質問や「A かB か」で答える質問である。クローズド質問は，フレイクの後，吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様，「誘いかけ」で補う。例えば，「さっき〇〇って言ったけど，それはA ですか？／服の上ですか，下ですか／△△について覚えていますか？」と尋ね，回答が得られたならば，「では，そのことについてもっと話して」と，誘いかけで尋ねる。争点を含むクローズド質問は，行ってはならない。
- 4. 暗示質問
 - 子どもがそれまでに話していないことについて，特定の答えを仮定，含意する質問を暗示質問という。こ

-
-
- これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。
 - 例えば、「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は、何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら、「では、そのことについてもっとお話して」と「誘いかけ」で尋ねる。

-
-
- 誘いかけ面接者から情報を提供することなく，子どもから情報を得る。「もっと話して」
 - ①出来事の分割（朝起きてから，〇〇までのことを，全部話して），②手がかり質問
 - （さっき〇〇って言うていたけれど，そのことについてもっと話して），③それから
 - 質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成，エピソード記憶の訓練，本題
 - への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。

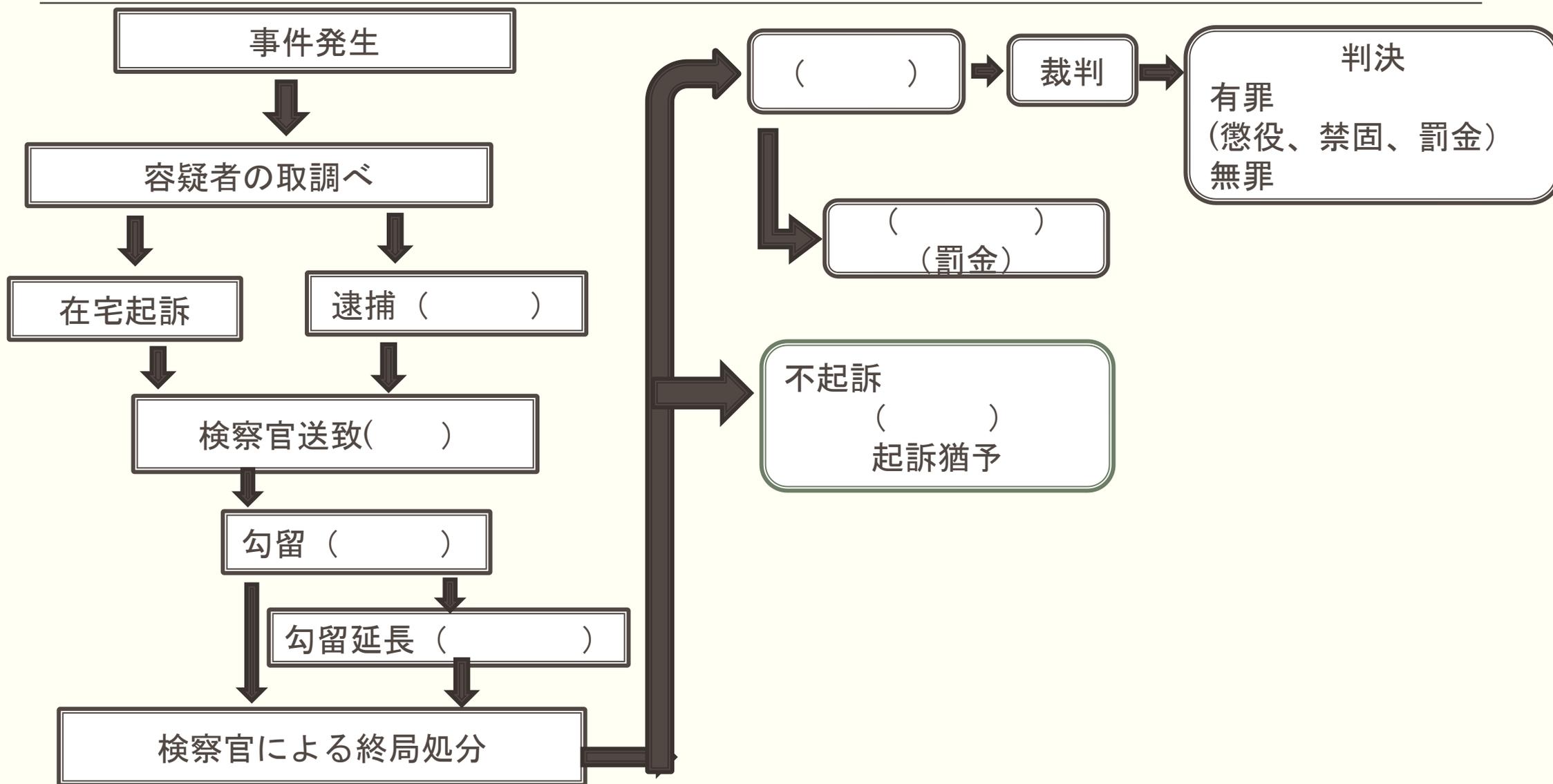
-
-
- 促し面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）
 - と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様，ラポールの形成，エピソード
 - 記憶の訓練，本題への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。

-
-
- 直接質問（焦点化質問）
 - 子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねるWH 質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした、どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さつき○○って言っていたけれど、それはどこで？）
 - 誘導質問（選択質問）
 - ブレイクの後で、吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さつき○○って言ってたけれど、それはお家の中かな、外かな？）

-
-
- 暗示質問ブレイクの後で、吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないこと
 - について、特定の答えを仮定、含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき
 - ○○って言ってたけれど、それは、□□したってことかな？、他に誰か○○した人は
 - いる？）



刑事手続きの流れ



取り調べの可視化

1. 取調べの高度化

- 英国、米国において取調べの高度化：PEACEモデル
 - Planning & Preparation「計画・準備」、
 - Engage & Explain, 「引き入れ・教示」、
 - Account, 「説明・明確化・詰問」、
 - Closure, 「締め括り」、
 - Evaluation「評価」
- 米国：REIDモデル

「事前事情聴取」では、非追及的な環境において、被疑者と信頼関係を築く

「取調べ」では被疑者から自白を引き出す

参考人取調べ

◆認知面接 (Cognitive Interview)

- ・認知心理学者 (Fisher, R. & Geiselman, E.) によって、開発

◆NICHDプロトコル

- ・発達心理学者 (Lamb, M.) によって、開発

被疑者取調べ

◆Reid モデル

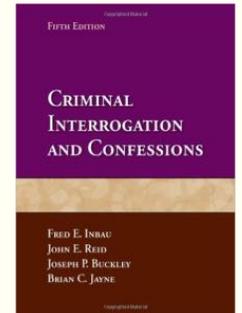
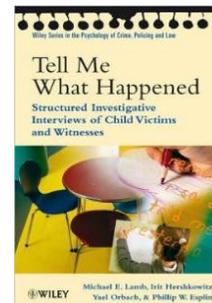
- ・アメリカの捜査員 (Inbau, F., Reid, J., et al.) によつて開発

- ・主に、アメリカ・カナダで利用されている

◆PEACE モデル

- ・Planning & Preparation, Engage & Explain, Account, Closure, Evaluation
の5段階

- ・イギリス・オーストラリア・ノルウェー、スウェーデンなど



DNA鑑定の問題点

- ①被告が市のゴミ置き場へ捨てたゴミ袋を、尾行中の刑事が拾い、令状無しに勝手に押収してDNA鑑定。
- ②現場資料として、保存状態劣悪な資料（事件当時川の中から泥だらけの状態で見つけられ、血液検査後そのまま1年3ヶ月も常温で保管されていた被害者の半袖下着に、ごく微量付着していたとされる精液斑）を使用してのDNA鑑定。
- ③科警研の顕微鏡で確認した犯人のものとされる精子の数はたった3個だったのに、最低でも700個～800個の精子が必要というDNA鑑定がなぜ可能だったのか。
- ④真犯人のものとされるDNA型の出現頻度がサンプル抽出のたびに大幅に変動。
- ⑤鑑定に使用されたマーカー（DNA型を計る物差し）では正確な型判定ができず、科警研でもその後使用中止し、別のマーカーに変えている。
- ⑥弁護側の請求にもかかわらず、鑑定の途中経過を示すデータを裁判所に提出しない。
- ⑦弁護人が被告人の毛髪のDNA型について日大法医学教室に鑑定依頼したところ、一審判決が判示した型と違っていた。
- ⑧DNA鑑定の添付写真を弁護人がコンピューター解析した結果、被告人と真犯人の型が一致すると判断するには重大な疑問があるとの結果。
- ⑨後の再鑑定のために資料の一部を保存しておく配慮をまったくしなかった。

袴田事件

- 1966年6月、静岡県清水市（現・静岡市清水区）で、味噌会社専務の一家4人が殺害
- 住み込み従業員だった袴田死刑囚が8月に逮捕され、犯行を「自白」
- 公判判では一貫して無罪を主張
- 1審の死刑判決が80年に最高裁で確定
- 身柄拘束45年、死刑確定31年にして
- 2015年再審開始を決定

犯罪捜査をめぐる最近の情勢の変化 **またも再審無罪頻発**

■ 裁判員制度の導入

公判前整理手続き（争点の明確化）

法律に精通していない一般市民にわかりやすい裁判

■ 指紋と同等の信頼性をもつDNA型鑑定の普及

死刑判決の時効

かつては**15年**→ **25年に延長** → **時効廃止**

■ **足利事件、東電OL殺人事件、布川事件**など殺人の再審無罪

他にも志布志事件、新潟での強姦事件ほかで無罪判決

一方、名張毒ぶどう酒事件の死刑囚が89歳で獄死

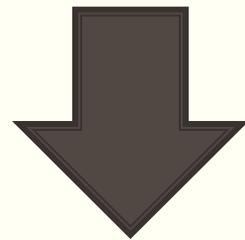
名張毒ぶどう酒事件 ⇒死刑執行されることなく、最も長く生き続けた死刑囚

- 1961年3月28日三重県・名張市葛尾の村落で生活改善を目的としたサークル「三奈の会」の総会があり、公民館に男女32人が集まった。午後8時過ぎ、総会を終えて懇親会に移った。男達は清酒、女達はぶどう酒を各々注ぐと和やかに祝杯を挙げた。その直後、女達が苦しみだした。緊急連絡で駆けつけた医者への介抱もむなしく**女性ばかり5人が死亡**、12人が中毒症状を起こした。
- 第2の帝銀事件(平沢定通 毒物で銀行員死亡 本人は獄死)
- **男女間のトラブル**と断定し、奥西勝（34歳）を逮捕。捜査段階で一旦は自供、その後、していないと全面否認

名張毒ぶどう酒事件

ニッカリンT

- 1964年一審の津地裁で「**無罪**」
- 1969年二審の名古屋高裁では「死刑」
- 1972年6月の最高裁で**死刑が確定**
- 2002年4月に最高裁が特別抗告の棄却、同年に第7次再審請求。
- 2005年4月名古屋高裁が**再審開始決定** 死刑執行停止の仮処分



ふつうなら、これで再審開始⇒無罪

名張毒ぶどう酒事件 名古屋高裁と最高裁で意地の張り合い？

- 2006年12月名古屋高裁が**再審開始決定を取り消す**（**決定を撤回し、執行停止も取り消し**）。
- 2010年4月最高裁は、名古屋高裁の**再審開始決定**を撤回し、審理を名古屋高裁に差し戻し
- 2012年5月、名古屋高裁、**再審開始の取り消しを決定**
- 2013年10月、最高裁は名古屋高裁の**再審取り消し決定を支持し**、第7次再審請求を棄却
- 2015年10月4日八王子拘置所で死亡（89歳）
(逮捕から51年 死刑確定から43年後 獄中生活55年)



無罪？死刑？
どっちが正しい
の

かつての犯罪捜査における刑事→情理を尽くした取り調べ？

- 刑事が机をたたきながら、容疑者を威嚇・罵倒

我が国では、子どもが規律違反をしたときに、**父親が叱る態度**のイメージ

- たばこやカツ丼を与えて自供を誘導

今では、**便宜供与**で無罪事件へ

- 犯罪の著しい増加， 検挙率が20%以下 ⇒再び回復

桶川女子大生ストーカー殺人事件がひとつのきっかけで被害届が急増

警察は**民事不介入の原則**を捨てて、**緊急治安対策**

背景に**ルーチン・アクティビティ**理論

司法取引

- 容疑者・被告が、他人の犯罪を明かす見返りに、自身の求刑を軽くしてもらったり、起訴を見送ってもらったりする。組織犯罪の首謀者の摘発に役立つと期待される一方で、うその供述で無実の人を冤罪（えんざい）に陥れる懸念も指摘される。取引の対象となるのは、暴力団が絡む特殊詐欺や、贈収賄などの経済犯罪のほか、薬物・銃器犯罪などがある。

3. 司法取引等の供述を得るための制度

- 諸外国のうち、韓国以外の国では刑の減免を被疑者・被告人の供述を促すための誘因とする制度が見受けられた。
- 自白を促す「自己負罪型の制度」
- 共犯や犯罪組織に関する供述を促す「捜査協力型の制度」
- 日本では、自首減免規定と一部偽証関係の罪について自白による量刑減免はある
- その他の諸外国で導入されている制度は採用されていない。
- この理由として、真実の追及を重視するため、司法取引のように供述を取引によって得る制度の導入は慎重に行うべきであるという考えがあるためだ。